

農業改良資金の概要

【チャレンジ性のある取組みを実施するために必要な資金の借入れ】

国又は県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施するのに必要な無利子資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 持続農業法の認定を受けた農業者（エコファーマー）
 - ② 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
 - ③ 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
 - ④ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等
 - ⑤ 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）
- ※ 上記の法律に基づく事業計画の認定のほか、農業改良措置に関する計画を作成し、都道府県知事による貸付資格の認定を受ける必要があります（農業改良資金融通法第6条）。

2. 借入条件

（1）資金の用途

農業改良措置を実施するために必要な資金

- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金

（2）借入限度額：個人 5,000万円
：法人・団体 1億5,000万円

（3）借入金利：無利子

（4）償還期限：12年以内（うち据置期間3～5年以内）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）又は都道府県に必要書類（※）を提出

※ 最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関等にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

□（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）

□沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど